

長野県スポーツ少年団競技別交流大会 合同チーム編成規程

(1) 趣旨

本規程は、あくまでも少人数の単位スポーツ少年団（以下、単位団）による単独チーム編成ができないことの救済措置として定めるものであり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数単位団合同チーム（以下、合同チーム）で参加する場合は、下記の条件をすべて満たしていることが必要である。

(2) 編成の条件

- ① 合同チームの指導者・選手は、開催要項の参加資格を満たしていること。
- ② 合同チームは、原則、各地区連絡協議会内の単位団で編成すること。
- ③ 個人の部を持たない以下の競技において、単独ではチーム編成ができない場合に限る。
軟式野球、硬式野球（小・中）、ミニバスケットボール、卓球、バレーボール、サッカー、ラグビー、剣道・なぎなた

(3) 合同チーム編成基準

合同チームを編成できるケースは以下のとおりとする。

- ① 合同チーム承認種目において、指定の団員数を下回った2単位団による合同チーム
- ② 合同チーム承認種目において、指定の団員数を下回った3単位団以上による合同チーム
- ③ 指定の団員数を下回った単位団が、団員数に余裕のある単位団から団員を補充した合同チーム
- ④ 単独でのチーム編成が可能な単位団が、指定の団員数に満たない単位団を取り入れた合同チーム

(4) 合同チーム編成の手続き

- ① 単位団の代表指導者は、合同チーム編成に関する趣旨や内容等について、事前に関係する児童・保護者に説明し、了承を得る。
- ② 合同チームでの出場を希望する双方の代表指導者の判断により編成を決定し、所属する市町村スポーツ少年団及び長野県スポーツ少年団の了承を得る。
- ③ 大会参加申込手続きは、該当する単位団の代表指導者が話し合いの上、いずれかの代表指導者が行う。

(5) その他

- ① 合同チームに係る競技ごとの取り決め事項については、別紙「競技別要項」を確認すること。
- ② 実施していく過程で生じる問題については、各競技活動部会と協議の上、対処法を決定すること。
- ③ 合同チームの編成はあくまで臨時的な措置であり、合同チームが常態化しないよう、単位団運営の在り方を検討していくこと。